

「契約締結前交付書面および約款・規程集」改定のお知らせ

2026 年 10 月 1 日付で、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」ならびに「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」につきまして、法令改正に伴う一部改定を行いますのでお知らせいたします。

今回の改定により、ジュニア NISA を開設されているお客さまが 18 歳となる年の 1 月 1 日に、NISA 口座が自動開設される取扱いは、2027 年で終了となります。

改定箇所は、以下の新旧対照表をご確認ください。改定後の「契約締結前交付書面および約款・規程集」は、当社の投信直販ネットホームページにてご確認ください。

なお、2027 年から開始が予定されている未成年者が利用できる NISA、いわゆる「こども NISA」につきまして、当社では、お取り扱いいたしません。

新旧対照表

(新)	(旧)
非課税上場株式等管理、非課税累積投資 および特定非課税累積投資に関する約款 (省略) (非課税口座開設届出書等の提出等) 第 2 条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 第 5 項第 1 号、<u>第 1 6 項および第 2 5 項</u>に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項(以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。)の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものを提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第 1 8 条の 1 5 の 3 <u>第 2</u>	非課税上場株式等管理、非課税累積投資 および特定非課税累積投資に関する約款 (省略) (非課税口座開設届出書等の提出等) 第 2 条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 第 5 項第 1 号、<u>第 1 0 項および第 1 9 項</u>に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項(以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。)の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものを提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第 1 8 条の 1 5 の 3 <u>第 2</u>

5項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13 第44項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」を提出する場合については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から「再開設年」または「再設定年」の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。

2 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

3 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14 第22項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。

4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、

当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項 第12号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付

0項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定するものをいいます。）（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13 第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」を提出する場合については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から「再開設年」または「再設定年」の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。

2 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

3 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14 第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。

4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、

当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項 第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付

します。

(1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合
非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を
受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設
けられていたとき

(2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場
合
非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を
受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資
勘定が設けられることとなっていたとき

5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累
積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社も
しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に
当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設け
られる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前
年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税
特別措置法第37条の14 [第19項](#)に規定する「金融商
品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、
当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定
累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の
受け入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出
書を受理することができません。

6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に
設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘
定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定
または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特
別措置法第37条の14第5項 [第11号](#)に規定する「勘
定廃止通知書」を交付します。

(特定累積投資勘定の設定)

第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため
の特定累積投資勘定（本契約に基づき当該口座に記載も
しくは記録または保管の委託がされる上場株式等につ
き、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記
録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定を
いいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、
この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）
において設けられます。

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年
の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において
提出された場合における当該提出された日の属する年に
あつては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止
通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書
等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」およ
び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出さ
れた場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課
税口座開設届出書」が提出された場合は、これらの書類

します。

(1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合
非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を
受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設
けられていたとき

(2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場
合
非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を
受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資
勘定が設けられることとなっていたとき

5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累
積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社も
しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に
当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設け
られる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前
年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税
特別措置法第37条の14 [第13項](#)に規定する「金融商
品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、
当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定
累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の
受け入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出
書を受理することができません。

6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に
設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘
定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定
または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特
別措置法第37条の14第5項 [第9号](#)に規定する「勘
定廃止通知書」を交付します。

(特定累積投資勘定の設定)

第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため
の特定累積投資勘定（本契約に基づき当該口座に記載も
しくは記録または保管の委託がされる上場株式等につ
き、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記
録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定を
いいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、
この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）
において設けられます。

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年
の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において
提出された場合における当該提出された日の属する年に
あつては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止
通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書
等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」およ
び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出さ
れた場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課
税口座開設届出書」が提出された場合は、これらの書類

の提出、当該非課税口座開設届出書の提出または当該廃止通知書等記載事項の提供（以下、「廃止通知の提出または提供」といいます。）があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に当該廃止通知の提出または提供があった場合には、同日）において設けられます。

（特定非課税管理勘定の設定）

第３条の２ 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（本契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第３条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理）

第４条 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第５条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第３７条の１４第１項第２号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第２５条の１３第１５項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものを除きます。）のみを受け入れます。

（１）第３条第２項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の１２月３１日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が１２０万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額およ

の提出、当該非課税口座開設届出書の提出または当該廃止通知書等記載事項の提供（以下、「廃止通知の提出または提供」といいます。）があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に当該廃止通知の提出または提供があった場合には、同日）において設けられます。

（特定非課税管理勘定の設定）

第３条の２ 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（本契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第３条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理）

第４条 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第５条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第３７条の１４第１項第２号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第２５条の１３第１５項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものを除きます。）のみを受け入れます。

（１）第３条第２項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の１２月３１日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が１２０万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額およ

び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除きます。）

- (2) 租税特別措置法施行令第25条の13 第26項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

2 特定累積投資勘定において、お客さまが累積投資契約に基づいて取得する上場株式等が公募株式投資信託である場合のお取引については、当社は、販売および解約に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料（非課税口座における有価証券の購入資金を金融機関口座から証券口座へ振り込む際の振込手数料を除きます。）はいたしません。

(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

- (1) 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等または租税特別措置法施行令第25条の13 第28項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

- ① 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合
- ② 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

- (2) 租税特別措置法施行令第25条の13 第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

- (1) 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等または租税特別措置法施行令第25条の13 第30項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

- ① 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合
- ② 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

(2) 租税特別措置法施行令第25条の13 第30項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等

2 特定非課税管理勘定には、前項(1)に掲げる上場株式等で次の各号に定めるものを受け入れることができません。

(1) その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

(2) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)または信託法第3条第1号に規定する信託契約において、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

(3) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号および第3号の定めがあるものの以外のも

(譲渡の方法)

第6条 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のい

(2) 租税特別措置法施行令第25条の13 第32項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等

2 特定非課税管理勘定には、前項(1)に掲げる上場株式等で次の各号に定めるものを受け入れることができません。

(1) その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

(2) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)または信託法第3条第1号に規定する信託契約において、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

(3) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号および第3号の定めがあるものの以外のも

(譲渡の方法)

第6条 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のい

いずれかの方法により行います。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第30項において準用する同条第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

いずれかの方法により行います。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

(特定累積投資勘定を設定した場合の定期的な所在地確認)

第8条 当社は、お客さまが当社に開設する非課税口座に特定累積投資勘定を設定している場合において、当社の定める方法により、お客さまの所在地の変更有無を定期的に確認いたします。

2 前項の場合において、当社の定める一定期間内にお客さまの所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客さまの所在地の確認ができるまでの間、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止させていただきます（分配金再投資による受入れを含み、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に掲げる事由による上場株式等の受入れを除きます。）。

3 前二項の場合において、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。

(未成年者の口座開設について)

第9条 当社は、非課税口座を開設しようとする年の1月1日において18歳未満であるお客さま（その年において出生したお客さまを含みます。）から「非課税口座開設届出書」の提出を受けないことといたします。

(非課税口座の開設について)

第10条 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の

(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第8条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。

（1）当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合

当該住所等確認書類に記載された当該基準経過日における氏名および住所

（2）当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出した場合
お客さまが当該書類に記載した氏名および住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（前項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(非課税口座の開設について)

第9条 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提

提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けし
だいい滞なく特定累積投資勘定および特定非課税管理勘
定を非課税口座に設定しますが、当社においては、所轄
税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができ
る旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式
等の買付け等に係る注文等を受け付けないことがありま
す。

- 2 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加え
て廃止通知の提出または提供を受けた場合、当社は、当
該廃止通知の提出または提供を受けしだいい滞なく特
定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口
座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長
から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および
特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客
さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け
付けないことがあります。

(特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から特定口座
への払出しについて)

第 1 1 条 お客さまが特定累積投資勘定または特定非課
税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管し
ようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等
と同一銘柄については、特定累積投資勘定または特定非
課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必
要があります。

(非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取
扱い)

第 1 2 条 お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書
の提出 (「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通
知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等
記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および
「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知
書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」
の提出をした場合を含みます。) をし、当社において非課
税口座の開設をした後に、当該非課税口座または非課税
口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該
非課税口座が租税特別措置法第 3 7 条の 1 4 第 1 8 項
の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合ま
たは当該勘定が同条 第 2 8 項の規定により特定累積投資
勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなっ
た場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累
積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定
で行っていた取引については、その開設または設定のと
きから一般口座での取引として取り扱わせていただきま
す。その後も引き続き、一般口座にて保管することとし
ます。

2 お客さまが当社に対して「勘定廃止通知書」、「非課税口

出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けし
だいい滞なく特定累積投資勘定および特定非課税管理勘
定を非課税口座に設定しますが、当社においては、所轄
税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができ
る旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式
等の買付け等に係る注文等を受け付けないことがありま
す。

- 2 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加え
て廃止通知の提出または提供を受けた場合、当社は、当
該廃止通知の提出または提供を受けしだいい滞なく特
定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口
座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署か
ら当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および特
定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さ
まからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付
けないことがあります。

(非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取
扱い)

第 1 0 条 お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書
の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、
当該非課税口座または非課税口座に設定した勘定が重複
していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置
法第 3 7 条の 1 4 第 1 2 項の規定により非課税口座に該
当しないこととなった場合または当該勘定が同条 第 2 2
項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理
勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に
該当しない口座または特定累積投資勘定および特定非課
税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引について
は、その開設または設定のときから一般口座での取引と
して取り扱います。その後も引き続き、一般口座にて保
管することとします。

座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出をし、当社に開設していた非課税口座に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定の設定をした後に、当該勘定が重複していることが判明し、当該勘定が同条第28項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その勘定の設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後も引き続き、一般口座にて保管することとします。

(非課税口座取引である旨の明示)

第13条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申し出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。）。

また、当社規定の定期積立プランにより買付けを行う場合においても、非課税口座による取引とする場合には、同様に特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

- 2 お客さまから特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定への受け入れとして租税特別措置法第37条の14第5項に規定する上限を超えた取得に係る注文を受けた場合は、その注文が特定累積投資勘定への受入れの注文である場合で、その注文のすべてが特定非課税管理勘定に受入れ可能である場合には特定非課税管理勘定に受け入れ、それ以外の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定への受入として上限を超えた取得に係る注文であった場合には、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。）。
- 3 当社規定の定期積立プランにより、同日に複数の上場株式等の買付けを行った場合には、当社の定めるファンドコード（10桁）の若い銘柄を優先して前項の規定を適用させていただきます。
- 4 お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非

(非課税口座取引である旨の明示)

第11条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座の**特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定への受け入れ**である旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申し出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。）。

また、当社規定の定期積立プランにより買付けを行う場合においても、非課税口座による取引とする場合には、同様に特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

- 2 お客さまから特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定への受け入れとして租税特別措置法第37条の14第5項に規定する上限を超えた取得に係る注文を受けた場合は、その注文が特定累積投資勘定への受入れの注文である場合で、その注文のすべてが特定非課税管理勘定に受入れ可能である場合には特定非課税管理勘定に受け入れ、それ以外の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定への受入として上限を超えた取得に係る注文であった場合には、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。）。
- 3 当社規定の定期積立プランにより、同日に複数の上場株式等の買付けを行った場合には、当社の定めるファンドコード（10桁）の若い銘柄を優先して前項の規定を適用させていただきます。
- 4 お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非

課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから、当社の非課税口座で保有している上場株式等の譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

(契約の解除)

第14条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に本契約は解除されます。

- (1) お客さまから租税特別措置法第37条の14 **第22項**に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合
合
当該提出日
- (2) 租税特別措置法第37条の14 **第29項**第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合
出国日
- (3) お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合
租税特別措置法第37条の14 **第33項2号**の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- (4) お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合
当該非課税口座開設者が死亡した日
- (5) お客さまが投信総合取引口座を解約した場合
当該解約日
- (6) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合
当該申出日

(約款の変更)

第15条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(免責事項)

第16条 当社の責任に帰すべきでない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、または本約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当社はその責任を負いません。

課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから、当社の非課税口座で保有している上場株式等の譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

(契約の解除)

第12条 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日に本契約は解除されます。

- (1) お客さまから租税特別措置法第37条の14 **第16項**に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合
合
当該提出日
- (2) 租税特別措置法第37条の14 **第23項**第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合
出国日
- (3) お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合
租税特別措置法第37条の14 **第27項**の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- (4) お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合
当該非課税口座開設者が死亡した日
- (5) お客さまが投信総合取引口座を解約した場合
当該解約日
- (6) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合
当該申出日

(約款の変更)

第13条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(免責事項)

第14条 当社の責任に帰すべきでない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、または本約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当社はその責任を負いません。

以上

2015年 3月23日制定
2016年 1月 1日改定
2016年 6月27日改定
2017年10月23日改定
2019年 1月 1日改定
2019年 4月 1日改定
2021年 1月 1日改定
2021年 4月 1日改定
2024年 1月 1日改定
2025年 2月25日改定
2026年 1月 1日改定
2026年 4月 1日改定
2026年10月 1日改定

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する 約款

(省略)

(課税管理勘定の金銭等の管理)

第17条 課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの「基準年」の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- (1) 災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
- (2) 当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと

- ① 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡
- ② 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡
- ③ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡

以上

2015年 3月23日制定
2016年 1月 1日改定
2016年 6月27日改定
2017年10月23日改定
2019年 1月 1日改定
2019年 4月 1日改定
2021年 1月 1日改定
2021年 4月 1日改定
2024年 1月 1日改定
2025年 2月25日改定
2026年 1月 1日改定
2026年 4月 1日改定

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する 約款

(省略)

(課税管理勘定の金銭等の管理)

第17条 課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの「基準年」の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- (1) 災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
- (2) 当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと

- ① 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡
- ② 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡
- ③ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲げる譲渡

④ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

⑤ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡

（3）課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）

第18条 第16条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

（1）非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日

（2）お客さまがその年の1月1日において18歳である年の1月1日

（3）2026年1月1日

（省略）

（非課税口座のみなし開設）

第27条 2024年から2027年までの各年（その年の1月1日においてお客さまが18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社において、同日に租税特別措置

④ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

⑤ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡

（3）課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）

第18条 第16条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

（1）非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日

（2）お客さまがその年の1月1日において18歳である年の1月1日

（3）2026年1月1日

（省略）

（非課税口座のみなし開設）

第27条 2024年以降の各年（その年の1月1日においてお客さまが18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社において、同日に租税特別措置法第37条の1

法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

- 2 前項の場合には、お客さまがその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。

(省略)

以 上

2016年 4月 1日制定
2016年 6月27日改定
2017年10月23日改定
2019年 1月 1日改定
2019年 4月 1日改定
2021年 4月 1日改定
2024年 1月 1日改定
2025年 2月25日改定
2026年 1月 1日改定
2026年10月 1日改定

4第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

- 2 前項の場合には、お客さまがその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。

(省略)

以 上

2016年 4月 1日制定
2016年 6月27日改定
2017年10月23日改定
2019年 1月 1日改定
2019年 4月 1日改定
2021年 4月 1日改定
2024年 1月 1日改定
2025年 2月25日改定
2026年 1月 1日改定